○北海道開発局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十二日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十九号及び二百七十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道久遠郡せたな町瀬棚区北島歌国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署五〇五九林班は小班地内	前	一二・〇～五六・四メートル	〇・一一九キロメートル
	後	三八・七七～九〇・九一メートル	〇・一一九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十二日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
千歳市幌美内国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一六三林班から同市幌美内国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六一六三林班ほ小班まで	前	一五・一一～六一・三八メートル	一・一四六キロメートル
	後	一五・〇八～六二・三八メートル	一・一四六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十二日　北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十八号	北海道上川郡清水町南八条四丁目一五番一から同町字清水第一線五〇番一まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
二百二十九号	北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗一二〇番六から同町大字美国町字大沢一八六番二地先まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道積丹郡積丹町大字美国町字大沢一〇一五番一五から同町大字美国町字大沢一〇一五番二まで	〃
二百三十二号及び二百三十九号	北海道留萌郡小平町字臼谷一四三番四から留萌市三泊町一八五番二まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年五月十二日

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

五月十日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

五月十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律

議案通知書受領

五月十日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について承認を求めるの件

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案

質問書提出

五月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北部訓練場県道七十号線情報公開訴訟に関する質問主意書（仲里利信提出）

「ＪＫビジネス」に関する質問主意書（上西小百合提出）

吉野復興大臣の「指摘されて初めてわかった」ことに関する質問主意書（初鹿明博提出）

五月八日衆議院予算委員会での、金田勝年法務大臣と自民党**葉**梨康弘議員との会話に関する質問主意書（初鹿明博提出）

質問主意書に対する政府答弁書の現況と望ましいあり方に関する質問主意書（仲里利信提出）

議事日程

五月十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十八号

平成二十九年五月十一日（木曜日）

午後一時開議

第一　道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第五　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託

五月十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

総務委員会に付託

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一五号）